資料３

「周南市地域クラブ活動に関するガイドライン」

別紙１　地域クラブ活動に関する認定制度

１．定義・呼称

○ 国のガイドラインに示す認定要件及び認定手続等に基づき、市区町村等が、**中学校等の学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動として認定した活動**を「認定地域クラブ活動」という。

○ 周南市の場合は、サポートセンターに登録した団体のうち、**希望する団体の活動**が申請により認定される。

２．認定要件（具体的な確認事項は、「認定要件確認書」参照）

① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること

② 適切な活動時間や休養日が設定されていること

③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

④ 適切な指導の実施体制が確保されていること

⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること

⑥ 適切な運営体制が確保されていること

⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

⑧ 周南市地域クラブ活動登録団体であること

３．認定手続等

（１）認定に当たっての留意事項

○ 周南市は、2023(令和 5)年 10 月に策定した方針において、地域クラブ活動の対象地域を、<u>市内全域</u>とすることを定めた。

○ 周南市は、国のガイドラインに基づき、上記「２．認定要件」を満たす文化芸術・スポーツ活動を認定する。なお、各認定要件を満たしているか否かについては、市が、認定要件確認書の具体的な確認事項を踏まえ判断する。その際、「２．認定要件」は、個

別の地域クラブ活動に関する事項 （活動目的 ・理念、活動時間 ・休養日、参加費等）や地域クラブ活動を実施する団体の体制に関する事項（指導体制、安全確保、運営体制、学校等との連携）を定めていることから、原則として、地域クラブ活動の実施主体を審査対象として判断する。

○ 上記「２．認定要件」④については、別に定める『「周南市認定地域クラブ活動指導者」登録制度』により、市が定める研修の受講や市への登録が必要となる。

（２）認定手続

○ 認定の申請は、各実施主体が、市に申請書、誓約事項を記載した書類（申請書に誓約事項を付記することも可能)、活動計画書、規約その他市長が必要と認める書類等（以下「申請書等」という。）を提出することにより行う。

○ 地域クラブ活動の実施主体等は、認定の申請の際に提出を求める書類において、申請書等に記載した内容に沿って活動を実施すること、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じた場合は速やかに報告すること、市からの指導助言等に対して真摯に対応することを誓約する。

○ 市は、提出された申請書等に基づき、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ審査を行い、「２．認定要件」を満たすものと認める場合には認定を行う。認定に当たっては、必要に応じて、サポートセンター等の意見を聴く。

○ なお、活動の開始に先立って認定を行う必要が生じることも想定されることから、経過措置として、2026(令和８)年度中に提出された申請については、指導者等の研修受講完了を、2027(令和９)年度末までとする。

※　コミクラは市が運営団体・実施主体の双方を兼ねるため、その地域クラブ活動は認定を受けたものとみなす。

（３）認定の有効期間

○ 認定の有効期間は、最長３年間（認定の効力の発生日の属する年度の翌々年度末（認定の有効期間の更新がされた場合にあっては、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日の属する年度の翌々年度末)）とする。

（４）指導助言等

○ 市は、定期的な報告やヒアリング、現地確認等により、認定地域クラブ活動の取組状

況等を適宜把握し、申請の際に行われた誓約に基づき、必要な指導助言等を行う。

○ 市は、認定地域クラブ活動が以下に該当する場合は、その実施主体等に対し、必要な指導助言等を行う。

・ 「２.認定要件」を欠くに至ったと認めるとき

・ 法令又は規約等に違反していると認めるとき

・ 運営が著しく適正を欠くと認めるとき

○ 市は、認定地域クラブ活動が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消す。

・ 不正な手段等により認定を受けたとき

・ 指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき

・ 認定を受けた地域クラブ活動の実施主体等から認定取消の申出があったとき

（５）制度開始について

○ 認定制度については、2026(令和 8)年 12 月 1 日開始とする。

４．認定地域クラブ活動において期待される取組・体制等

○ 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、次のような新たな価値の創出に向けた取組を行うことが期待される。

・ 生徒のニーズに応じた多種多様な体験（一つの競技種目等だけに専念するのでなく複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツや、一つのクラブにおける多様な文化芸術活動の実施、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動や柔軟なルール等に基づく多様な活動を含む。）

・ 生徒の個性・得意分野等の尊重

・ 学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出

・ 地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流

・ 適切な資質・能力を備えた指導者による良質な指導

・ 学校段階にとらわれない継続的な活動（引退のない継続的な活動）及び地域クラブ活動の指導者による一貫的な指導

５．想定される認定の効果（認定地域クラブ活動が享受できるメリット）

○ 地域クラブ活動に関する認定制度を設けることにより、安全・安心な活動機会の提供や生徒・保護者等の関係者の理解促進等を図るとともに、認定地域クラブ活動に対して、次の取組を促進する。

① 生徒・保護者等に対する市区町村等による情報提供

・ 地域クラブ活動への参加促進のための学校と連携した生徒・保護者等に対するきめ細かな情報提供等（サポートセンター主催教室への参加、小中学校への団員募集等のチラシ配付、サポートセンターポータルサイトによる地域クラブ活動情報の提供、「周南市認定地域クラブ活動」の表記等）

② 地域クラブ活動の運営等への公的支援

・ 学校施設の優先利用、施設使用料の減免等

・ 学校備品等の活用、用具の保管スペースの確保

③ 地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業

・ 地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の積極的な許可

④ 生徒の大会・コンクールへの円滑な参加

・中国大会、全国大会出場時の開催地までの交通費・宿泊費の支援やスクールバスの活用（学校部活動参加生徒と同様に支援）

・ 認定地域クラブ活動の参加者の中学校体育連盟の主催大会等への円滑な参加

認定を受けない地域クラブ活動については、2028(令和 10)年 11 月末以降、中学校体育連盟への登録が出来なくなる。

地域クラブ活動に関する認定制度における「２．認定要件」の具体的な確認事項

① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること	
□	生徒※1の自主的・主体的な参加による活動※2であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること ※１　中学校等の生徒を主な対象とするが、小学生や高校生、大人等と一緒に活動する多世代の取組を排除するものではない。以下同じ。 ※２　児童・生徒へのアンケート調査や生徒によるワークショップ、生徒による活動目標・活

	動計画の話し合いなど生徒のニーズや意見等が反映される仕組みを設けるとともに、生徒のニーズに応じた多種多様なプログラムを提供することが期待される。
□	市が定める対象区域内に居住する生徒を主な対象とした活動であること。 また、競技力強化等の理由で、広域から生徒を集めるものではないこと。
□	選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること※3 ※3　部活動の地域展開は、障害のある生徒や運動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することを理念としており、そのことを十分に踏まえて対応すること。
② 適切な活動時間や休養日が設定されていること	
□	生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週２日以上の休養日を設定し、活動時間は、平日は１日２時間程度以内、休日は１日３時間程度以内とし、週当たりの活動時間は 11 時間程度の範囲内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること※1 ※1　週当たりの活動時間が 11 時間程度の範囲内に収まり、かつ、週２日以上の休養日が設けられるのであれば、平日の活動を週３日以内に抑えつつ休日に２日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能。
□	年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表していること
③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること	
□	国が示す参加費等の金額の目安を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
④ 適切な指導の実施体制が確保されていること	
□	地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材（以下「指導人材」という。）が、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること
□	市が定める研修を受講し、市に登録された指導人材が活動に携わること
□	持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が携わること※1 ※1　複数の指導人材が活動に携わることが困難な場合には、市等の職員・コーディネーターや運営団体の職員等による地域クラブ活動の実施主体への巡回指導を適切に実施すること等により、事故防止や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止を図ること。
⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること	

□	生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息時間、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること
□	市、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化していること
□	保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと
□	参加者及び指導人材が、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入していること
□	遠征や遠距離の会場における大会・コンクールへの参加等、移動を伴う際には、生徒の安全確保に万全を期すこと
⑥ 適切な運営体制が確保されていること	
□	次の内容を含む規約等※1を作成・公表していること。また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること※2 ・団体の目的 ・役員（代表、副代表、会計、監事※3）の選任・解任に関すること ・総会の運営など団体の意思決定に関すること ・会員の入退会、参加費等に関すること ・予算・決算の審議・承認に関すること ※1　運営団体・実施主体を全体として評価し、実質的に適切な運営体制が確保されていれば差し支えない。 ※2　日本スポーツ協会の総合型地域スポーツクラブ登録制度の登録クラブの場合には、確認事項の一部を満たしていると判断する。 ※3　団体の持続的・安定的な運営を確保するとともに、適切なガバナンスを確保する観点から、原則として、代表、副代表、会計及び監事は、互いに兼ねることはできない。地域の実情等により役員を確保することが困難な場合等の例外的な場合にも、監事は、代表、副代表、会計を兼ねることはできない。
□	公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること
□	営利を主たる目的とせずに運営すること※4 ※4　市が運営団体・実施主体となり地域クラブ活動を実施する場合において、市が事業者等に委託して地域クラブ活動を実施する場合は、本確認事項は適用しない。
□	大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること
⑦ 学校等との連携が適切に行われていること	
□	地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等を生徒の在籍する中学校等と共有すること

□	生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること※1 ※1　地域クラブ活動への入会時に、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有することについて、生徒の保護者の同意を得ておくこと。
□	市が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと
□	活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教職員による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、市や学校との必要な連絡調整を行うこと

⑧ 周南市地域クラブ活動登録団体であること	
□	周南市地域クラブ登録団体として、周南かるちゃあサポートセンターもしくは周南スポーツ活動サポートセンターに登録されていること

「周南市認定地域クラブ活動指導者」登録制度について

１．目的

この指導者登録制度（以下「本制度」という。）は、周南市認定地域クラブ活動（以下「認定地域クラブ活動」という。）において、指導や指導補助、見守り等を行う人材（以下「指導人材」という。）による暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の不適切行為の防止等を徹底し、認定地域クラブ活動に参加する生徒等が安全・安心に活動に取り組めるよう、指導人材が認定地域クラブ活動で指導等を行うために必要となる登録や研修等に関する基準を示すものである。

２．定義

本制度に基づき、周南市が定める研修を受講し、周南市に登録された指導人材を「周南市認定地域クラブ活動指導者」（以下「認定地域クラブ活動指導者」という。）と呼ぶものとする。

３．研修

指導者登録に当たって、周南市が定める研修は、以下の内容とする。

（１）対象となる研修（研修実施者）

① 周南市又は周南市教育委員会が行うもの

② 公益財団法人周南市文化振興財団又は公益財団法人周南市スポーツ協会が行うもの

③ 山口県又は国が行うもの

④ 周南市が認めたスポーツ・文化芸術団体、大学等が行うもの

（２）研修の内容・実施方法

研修内容については、周南市において具体的な内容を定める。

研修の実施に当たっては、対面方式のみならず、オンライン方式も積極的に活用して、一定期間ごと（例えば年１回等）に実施する。

４．登録要件

次の全ての要件を満たす者を、周南市において、認定地域クラブ活動指導者として登

録する。

（1）中学生年代を対象とし、学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動である認定地域クラブ活動で指導することを理解し、そのために必要な資質・能力を備えた者であること。具体的には、３．の周南市が定める研修を受講した者であること

（2）暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約した者

（3）以下のいずれにも該当しない者

① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

② 暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者

③ 過去に、暴力・暴言・ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者

５．登録手続等

（1）認定地域クラブ活動指導者としての登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、所属する実施主体を通じて、周南市に対して登録申請書及び４．（2）（3）に関する誓約書（以下「登録申請書等」という。）を提出するものとする。

（2）周南市は、登録申請書等の内容を確認し、要件を満たしている場合には、実施主体に対して研修の受講案内を行い、登録申請者の研修の受講を確認した後、認定地域クラブ活動指導者としての登録を行うものとする。なお、３．（1）③、④のとおり、山口県等が研修を行う場合には、登録申請者は研修受講後、所属する実施主体を通じて、周南市に対して報告を行うものとする。

（3）認定地域クラブ活動指導者は、登録事項等に変更があった場合には、所属する実施主体を通じて、速やかに周南市に報告するものとする。

６．有効期間

登録の有効期間は、認定地域クラブ活動の実施主体の認定有効期間と同じ期間

（登録の効力の発生日の属する年度の翌々年度末（登録の有効期間の更新がされた場合にあっては、従前の有効期間の満了の日の翌日の属する年度の翌々年度末））とする。

７．経過措置

2028(令和 10)年３月 31 日までの間は、経過措置として、登録申請者が４．（１）を満たしていない場合であっても登録を行うことができるものとし、その場合には、周南市が、登録申請者が所属する地域クラブ活動の実施主体に対して、活動の質の担保等のために適切な指導助言等を行うものとする。

８．不適切行為への対応

（１）禁止される不適切行為

① 認定地域クラブ活動指導者は、認定地域クラブ活動の実施に関連して、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の不適切行為を行ってはならない。

② 上記のほか、暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等となること又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係等を有することを含め、各種法令違反等の行為や指導者としての地位の濫用等を行ってはならない。

（２）不適切行為への対応

① 認定地域クラブ活動指導者による不適切行為の事案が生じた場合には、認定地域クラブ活動の実施主体が、当該指導者及び被害等を受けた参加者、その他の関係者から事案の事実確認等を行い、実施主体等のルールに基づき、事案に応じた適切な対応を行うとともに、周南市及び登録するサポートセンターに報告すること。なお、報告を受けた場合、必要に応じて、周南市及び登録するサポートセンターが改めて事案の事実確認等を行う。

② 上記のほか、周南市及び登録するサポートセンターに設置された通報・相談窓口等において、事案の事実確認等を行う。

③ 周南市においては、報告等により把握・確認した事実関係等に基づき、適切に、認定地域クラブ活動指導者に対する注意、登録取消等の措置を講ずるものとする。

（３）登録の取消し

周南市は、（２）③の規定により登録を取り消したときは、周南市認定地域クラ

ブ活動指導者登録取消通知書により通知するものとする。

９．その他

上記に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別紙２

周南市地域クラブ活動において事故等が発生した場合の賠償責任主体及び賠償制度・保険の取扱いについて

地域クラブ活動は、学校管理下の活動を対象とする日本スポーツ振興センター（JSC）の災害共済給付の対象外です(団体の管理下)。また、活動場所への移動についても、各家庭において保険に加入することになります。

地域クラブ活動において事故等が発生した場合の賠償責任主体及び賠償制度・保険の取扱いについて

- **地域クラブ活動の運営上の瑕疵に起因する事故等**については、地域クラブ活動の運営主体（市区町村、市区町村以外の団体）や、事故等の原因主体（団体、指導者、生徒）に応じて賠償責任主体や賠償制度・保険の取扱いが異なる。
- **活動場所（市区町村立中学校等）の施設・設備の瑕疵に起因する事故等**については、地域クラブ活動の運営主体等に関わらず、施設・設備の管理者である市区町村が賠償責任主体となり、国家賠償法２条が適用される。

※【 】は賠償制度・保険の取扱い

			（１）地域クラブ活動の運営上の瑕疵に起因する事故等			（２）活動場所（市区町村立中学校等）の施設・設備の瑕疵に起因する事故等
			①団体の瑕疵に起因	②指導者の瑕疵に起因	③生徒の瑕疵に起因	
地域クラブ活動	運営主体	市区町村	市区町村 【国家賠償法１条】	・市区町村 ・指導者（故意又は重過失の場合には市区町村から求償） 【国家賠償法１条】	生徒（保護者） 【民間保険】 ※スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」など	市区町村 【国家賠償法２条】
		市区町村以外の団体	団体 【民間保険】 ※スポーツ安全協会の「スポーツ・文化法人責任保険」（法人対象）など	指導者（団体に雇用されている場合は団体も使用者責任を負う） 【民間保険】 ※スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」など	生徒（保護者） 【民間保険】 ※スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」など	
（参考）学校部活動			市区町村 【国家賠償法１条】 ※災害共済給付において免責特約（災害共済給付の額の限度において設置者の賠償責任を免れさせる特約）を付することが可能	・市区町村 ・指導者（故意又は重過失の場合には市区町村から求償） 【国家賠償法１条】 ※同左	生徒（保護者） 【民間保険】 ※災害共済給付では賠償責任保険は対象外。学校管理下の活動であり、「スポーツ安全保険」の対象外	